

令和7年度
入学志願者募集要項



島根県立出雲商業高等学校

〒693-0011

出雲市大津町2525

電話 0853-21-0016

FAX 0853-21-0228

ホームページアドレス

<https://www.izusho.ed.jp>

目 次

I	出願の基本事項	1
II	求める生徒像及び選抜において重視する点	1
III	総合入学者選抜（総合選抜）	2
	1 実施する学科と募集人員	
	2 出願	
	3 選抜	
	4 合格内定通知	
	5 その他	
IV	一般入学者選抜（一般選抜）	5
	1 募集定員	
	2 出願	
	3 出願状況の発表	
	4 志願変更	
	5 志願変更に係る特別措置	
	6 出願後の辞退	
	7 学力検査	
	8 追検査	
	9 選抜方法	
	10 合格発表前辞退	
	11 合格発表	
	12 入学の意思表示	
	13 その他	
V	第2次募集入学者選抜（第2次募集）	9
	1 募集人員	
	2 出願	
	3 出願後の辞退	
	4 選抜	
	5 合格発表	
	6 入学の意思表示	
	7 その他	
VI	学費	11
VII	奨学金	12

I 出願の基本事項

1 本校が実施する入学者選抜

- (1) 総合入学者選抜
- (2) 一般入学者選抜
- (3) 第2次募集入学者選抜 ただし、(1)及び(2)の選抜の結果、欠員が生じた場合に実施する

2 応募資格

国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者
- (2) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

3 募集する学科及び入学定員

全日制課程 商業科 120名
 情報処理科 40名

ただし、身元引受人による出願者の合格者数を原則として4名以内とする。

II 求める生徒像及び選抜において重視する点

1 求める生徒像

「自立型人間の育成」を掲げる本校の求める生徒像は以下の通りです。

- (1) 心のコップが上向きで、誰からもどんなことから学ぼうとする生徒
- (2) 自ら目標を立て、目標達成のための手立てや方法を考え、やりきることができる生徒
- (3) 心身の健康と体力の向上を図ることができ、他者への思いやりの心を持ち、いつも笑顔でプラス思考な生徒

2 選抜において重視する点

〈一般選抜〉

- (1) 学習活動に真面目に取り組み、商業教育を受けるに足る学力を有していること。
- (2) スポーツや文化活動、ボランティア活動等に関心を持ち、積極的に取り組んでいること。
- (3) 思いやりの心を持ち、身だしなみがよいこと。

〈総合選抜〉

- (1) 【学業】
学業成績が良好で、入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組む意志
- (2) 【部活動等】
部活動等（クラブチームを含む）においてすぐれた技能を有し、本校入学後も当該部に入部し、3年間継続して活動する意志
- (3) 【島根創生人材】
出雲商業高校で、商業に関する専門的知識の習得に励み、高校卒業後（又は大学等卒業後）、島根県内で活躍する意志

Ⅲ 総合入学者選抜（総合選抜）

1 実施する学科と募集人員

全日制課程	商業科	入学定員の40%程度
	情報処理科	入学定員の40%程度

2 出願

(1) 出願資格

令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了する見込みの者で、かつ、次の(ア)～(エ)に該当する者とする。

- (ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (イ) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること。
- (ウ) 合格した場合、入学の意思が確実であること。
- (エ) 次のいずれかに該当すること。

【学業】

学業成績が良好で、入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組む意志が強いこと（全教科の評定平均が概ね3.4以上）

【部活動等】

部活動等（クラブチームを含む）においてすぐれた技能を有し、本校入学後も当該部に入部し、3年間継続して活動する意志が強いこと

【島根創生人材】

出雲商業高校で、商業に関する専門的知識の習得に励み、高校卒業後（又は大学等卒業後）、島根県内で活躍したいと考えている生徒

(2) 出願期間

令和7年1月8日（水）から1月10日（金）17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月14日（火）以降に届いたものについては、**1月9日（木）までの消印があるもの**に限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。ただし、入学願書の提出は1人1学科に限る。

(ア) 入学願書（様式第1号により本校が作成した様式「入学願書（総合選抜用）」を本校ホームページよりダウンロードして使用すること）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。また、次の点に留意する。

- ① 志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合には、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。（入学願書（総合選抜用）見本①、②参照）
- ② 裏面の出願の区分の該当する欄に○印をつけること。また、【部活動等】の区分で出願する者については、本校入学後に継続する部活動を記入すること。（入学願書（総合選抜用）見本③、④参照）
- ③ プレゼンテーションの方法について該当する欄に○印を記入すること。（入学願書（総合選抜用）見本 ⑤参照）

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。（入学願書（総合選抜用）見本⑥参照）

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。（入学願書（総合選抜用）願書見本⑦参照）

- (エ) 志望理由書（様式第2号を本校ホームページよりダウンロードして使用すること）
志望理由書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。
- (オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類
（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。）
- イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。
 - (ア) 個人調査報告書（様式第4号）
 - (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）
 - (ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第17号）（総合選抜用）
 - (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。
- (4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願
保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』2ページを参照。
なお、提出書類及び出願期間等は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』89ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。
- (5) 自己申告書の提出
 - (ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。
 - (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校の校長へ提出しなければならない。
なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に「出雲商業高等学校」と記入するとともに、志望する学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

3 選抜

(1) 選抜の方法

個人調査報告書等の書類及び面接、プレゼンテーションの結果を資料として行う。

(2) 選抜の期日・場所

令和7年1月22日（水）本校にて実施

当日の受付時刻等の詳細な日程は令和7年1月17日（金）に、中学校を通じて連絡する。

(3) 面接、プレゼンテーションの評価の観点

ア 面接、プレゼンテーション共通

- ・本校で何を学びたいか、どのような活動をしたいのか、その結果何ができるようになりたいかなど、本校を志望する動機や理由が明確に表現できているか。
- ・商業分野に対する興味・関心・適性、入学後の学習や諸活動に対する意欲を表現できているか。
- ・本校のグランドデザインと希望する学びや活動が合致しているか。
- ・自分自身の夢や目標などの将来像に対し、明確な展望をもっているか。

イ 面接

- ・質問の内容を理解し、明確で深い考えに基づいた言葉で表現できているか。

ウ プレゼンテーション

- ・表現の仕方などを工夫しながら伝えることができているか。

(4) 実施の方法

プレゼンテーションと面接を連続して行う。

- ・プレゼンテーションは6分以内とする。（準備時間、片付け時間を含めない。）
- ・プレゼンテーションの内容に対する質疑応答と面接とを合わせて15～20分程度実施する。

(5) 携行品

受検票、筆記用具、プレゼンテーションで使用する道具（必要に応じて携行すること）、上履き等
なお、携帯電話その他の通信機器のプレゼンテーション及び面接の検査場への持ち込みは禁止す
る。

(6) 検査場での準備物等

ホワイトボード、ホワイトボードマーカー（黒・赤・青）、マグネット、プロジェクター、プロジ
ェクターに接続するケーブル

なお、パソコン・タブレット類を接続するWi-Fi環境はプレゼンテーション及び面接の検査場にはな
い。

(7) プレゼンテーションについての注意事項

- ・スポーツ用品、楽器等のプレゼンテーション会場への持ち込みは制限しないが、スポーツや演奏の技量を披露することはできない。
- ・スポーツや演奏の様子を撮影したものをプレゼンテーションソフトに取り込むことは特に制限しないが、技量は評価の対象とはしない。

4 合格内定通知

本校の校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第6号）により通知する。また、合格が内定した受検者へは、本校の校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第7号）により通知する。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

以上の通知は、令和7年1月30日(木)10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

また、合格発表は、令和7年3月14日(金)10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、本校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、本校が交付した学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。）
- (5) 可否に関する電話での問い合わせには一切応じない。
- (6) 学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、本校ホームページでも周知する。
- (7) この要項に記載のない事項は『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。
- (8) 入学願書（総合選抜用）見本を本校ホームページに掲載するので、参考にすること。

IV 一般入学者選抜（一般選抜）

1 募集定員

入学定員から各学科の総合選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

2 出願

(1) 出願資格

国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者
- (イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

令和7年2月3日（月）から2月6日（木）12時までとする。

持込みの場合：2月3日（月）、2月4日（火）、2月5日（水）は9時から17時まで
2月6日（木）は9時から12時まで

郵送の場合：2月6日（木）12時以降に届いたものについては、2月5日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

- (ア) 入学願書（様式第1号により本校が作成した様式「入学願書」を、本校ホームページからダウンロードすること）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。また、次の点に留意する。

- ① 第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記す。（入学願書見本①参照）
- ② 学力検査場について、特別措置を願ひ出る場合（『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』p26の(4)の(ア)に該当する場合は、入学願書右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を朱書する。（入学願書見本②参照）
- ③ 志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合には、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。（入学願書見本③、④参照）

- (イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。（入学願書見本⑤参照）

- (ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。（入学願書見本⑥参照）

本校、他校を問わず特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特色選抜の受検校から交付された学力検査納入済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（入学願書見本⑥、⑦参照）

- (エ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第4号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）（一般選抜用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』2ページを参照。

なお、提出書類及び出願期間等は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』89ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(5) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校の校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に「出雲商業高等学校」と記入するとともに、第1志望の学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

3 出願状況の発表

上記2による出願者の状況を、令和7年2月7日（金）の10時に、県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の志願変更後の出願者の状況を、2月19日（水）の14時に、同ホームページで発表する。

4 志願変更

志願変更の受付期間及び手続き等は、「5 志願変更に係る特別措置」に該当する場合を除き、次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア 本校から他校に志願変更する場合の入学志願変更届（様式第12号）の提出期間は令和7年2月10日（月）から2月13日（木）17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

2月10日（月）、2月12日（水）、2月13日（木） 9時から17時まで

2月11日（火）は祝日のため受け付けない。

イ 他校から本校に志願変更する場合の出願書類の提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）17時までとする。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合：2月14日（金）、2月17日（月） 9時から17時まで

2月15日（土）、2月16日（日）は休日のため受け付けない。

郵送の場合：2月17日（月）17時以降に届いたものについては、2月14日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。なお、郵送の場合は、出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

志願変更を希望する者は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』p21～23により手続きを行うこと。

(3) その他

ア 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、2の(4)及び(5)に準じる。

イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。

5 志願変更に係る特別措置

- (1) 隠岐郡から出願していた者が志願変更を希望する場合には、後の(2)～(4)により志願変更をすることができる。
- (2) 志願変更受付期間等
郵送による提出とし、2月12日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留速達に限る。なお、出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。
- (3) 志願変更手続
志願変更を希望する者は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』p23～25により手続きを行うこと。
- (4) その他
 - ア 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、2の(4)及び(5)に準じる。
 - イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状(様式第20号)の提出を求める。
 - ウ ここに記載されていない事項については、「4 志願変更」に準ずる。

6 出願後の辞退

何らかの事由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は所定の期間中に本校の校長に受検辞退届(様式第15号)を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

受付期間：原則として2月18日(火)から2月26日(水)までとする。

それ以降で判明した場合は、速やかに提出すること。

7 学力検査

(1) 学力検査の期日及び日程

令和7年3月5日(水)

受 付	8:30～ 8:50
諸注意・入場	8:50～ 9:15
国 語	9:20～10:10
数 学	10:30～11:20
社 会	11:40～12:30
昼 食	
英 語	13:20～14:10
理 科	14:30～15:20

(2) 検査場

本校にて受検する。ただし、隠岐郡から本校を志願する場合は、隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受検することができる。

8 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査(以下「本検査」という。)当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち次の(ア)又は(イ)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに本校の校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。

ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日(木)10時までに本校の校長に提出する。

ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出する。

- ・追検査受検願(様式第27号) 1部
- ・証明書類(検査当日の医師の診断書等を原則とする。) 1部
- ・追検査受検者名簿(様式第28号) 3部

なお、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』p27の(1)の(イ)の③、④等に該当し、医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、出身中学校等の校長が証明する申告書(別紙様式第27号-2)を提出すること。

(3) 実施期日及び検査内容

令和7年3月11日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場等は、別途通知する。

9 選抜方法

個人調査報告書等の書類及び一般選抜学力検査の結果を資料として行う。

なお、個人調査報告書と学力検査の比率は60:40とする。

10 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、出身中学校等の校長は、原則として3月12日(水)12時までに、本校の校長に辞退届(様式第15号)を提出すること。その際、出身中学校等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

11 合格発表

令和7年3月14日(金)10時 本校ホームページに合格発表用の県教委管理サイトアドレスを掲載する。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

12 入学の意思表示

合格者は、令和7年3月25日(火)の新入生オリエンテーション時に、入学意思通知書(「入学の手引き」に綴じ込み)により入学の意思表示をすること。3月25日(火)の新入生オリエンテーション時に提出により意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

13 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第20号)の提出を求める。

(3) 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

(4) 学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、本校ホームページでも周知する。

(5) この要項に記載のない事項は『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。

(6) 入学願書の見本を本校ホームページに記載するので、参考にすること。

V 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

入学者選抜合格発表の時点で欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

1 募集人員

令和7年3月14日（金）の合格発表の時点で、欠員が生じた学科において、学科の欠員数を募集人員とする。

第2次募集を行う学科及び募集人員は、令和7年3月14日（金）10時に県教育委員会のホームページで公表する。

2 出願

(1) 出願資格

国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者のうち、下の(エ)、(オ)に該当する者を除くものとする。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者

(イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(エ) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(オ) 令和7年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において本校に出願した者（志願変更した場合には、志願変更後本校に出願した者）は再度出願することはできない。

また、一般学力検査を受検していること。

(2) 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）12時までとする。出願は持込みによる提出を原則とするが、隠岐郡から本校に出願する場合等、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校の校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1号-2により本校が作成した様式「入学願書（第2次募集用）」を、本校ホームページからダウンロードすること）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。また、次の点に留意する。

① 第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記す。（入学願書（第2次募集用）見本①参照）

② 「一般選抜受検校」の欄も記載する。（入学願書（第2次募集用）見本②参照）

③ 志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合には、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。（第2次募集選抜入学願書見本③、④参照）

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。（入学願書（第2次募集用）見本⑤参照）

(ウ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書

一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。（入学願書（第2次募集用）見本⑥参照）

(エ) 入学検定料800円（入学願書（第2次募集用）見本⑦参照）

島根県収入証紙を入学願書裏面の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

- (オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類
（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

- (ア) 個人調査報告書（様式第4号）
(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）
(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第17号）（第2次選抜用）
(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』2ページを参照。

なお、提出書類及び出願期間等は、『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』89ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(5) 自己申告書の提出

- (ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。
- (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。
なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に「出雲商業高等学校」と記入するとともに、第1志望の学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

3 出願後の辞退

何らかの事由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに本校の校長に受検辞退届（様式第15号）を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

4 選抜

(1) 選抜の方法

個人調査報告書等の書類、一般選抜学力検査の結果及び面接を資料として行う。

配点は、個人調査報告書等の書類（60）、一般選抜学力検査の結果（40）、面接（5）の合計（105）とする。

(2) 選抜のための検査の期日

令和7年3月19日（水）

日程

受	付	9:10～ 9:30
諸注意・入場		9:30～ 9:50
面	接	10:00～

(3) 面接の評価の観点

- ・商業の分野に対する興味、関心
- ・高校入学後の学習や部活動に対する意欲
- ・面接時における態度、服装等

(4) 検査場

本校で実施する。

(5) 携行品

受検票、筆記用具、上履き等

5 合格発表

令和7年3月24日（月）15時 本校ホームページに合格発表用の県教委管理サイトアドレスを掲載する。
ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

6 入学の意思表示

合格者は、令和7年3月25日（火）の新入生オリエンテーション時に、入学意思通知書（「入学の手引き」に綴じ込み）により入学の意思表示をすること。3月25日（火）の新入生オリエンテーション時に提出により意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (3) 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。
- (4) 学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、本校ホームページでも周知する。
- (5) その他この要項に記載のない事項は『令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。
- (6) 入学願書（第2次選抜用）の見本を本校ホームページに記載するので、参考にすること。

VI 学費（金額については令和6年度入学生の実績、令和7年度入学生についての詳細は「入学の手引き」に記載）

1 新入生オリエンテーション時

教科書・教材	約25,000円
体育用品	約30,000円
その他	約8,000円（スリッパ、電卓）
制服（ブレザー型）	約50,000円（夏用は希望者のみ、支払いは後日引替え時）

2 入学時

入学料	5,650円
-----	--------

（入学式に提出する誓約書に島根県収入証紙をはって納入する。）

3 授業料

授業料	月額9,900円
-----	----------

ただし、家計の状況により入学後に申請して認定されれば就学支援金を受給することができ、授業料と相殺されることで授業料の負担はありません。

4 月別納付金額（口座引き落とし）

4月	約15,000円
5月～12月	約13,000円

※上記に含まれるもの

P T A入会金・教育環境整備費・生徒会入会金など。

5 その他

学習用端末	50,600円
-------	---------

島根県教育委員会の指定する口座に振り込み

Ⅶ 奨学金

島根県育英会高等学校等奨学資金

〔自宅通学（月額）18,000円 自宅外通学（月額）23,000円〕

入学後、所定の手続きにより出願する。